

## 源泉所得税の自己点検結果について

人事課・会計課

飯田税務署長から平成 26 年 8 月 29 日付けで源泉所得税等の徴収状況について自己点検するよう依頼があり、点検を実施しましたので、結果について報告致します。

### 1 点検の概要

#### (1) 調査対象期間

平成 22 年 1 月 1 日から平成 26 年 9 月 10 日までの期間内における支払分

#### (2) 確認項目

- ① 測量士、建築士及び土地家屋調査士等の個人事業者の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収
- ② 給与等及び報酬・料金等（上記①を除く）に係る復興特別所得税の源泉徴収
- ③ 交通用具使用者に係る通勤手当の非課税限度額
- ④ 地方公共団体の各種委員会等の委員報酬の源泉徴収

### 2 点検の結果及び対応

#### (1) 点検結果

源泉所得税等の徴収不足 件数 583 件、 金額 1,290,037 円  
延滞税額 6,000 円

#### (2) 主な原因

- ・ 法人ではない個人事業者は源泉徴収の必要があるが、個人事業者の名称から源泉徴収の必要がない法人であると誤認した。また、委託料等の予算科目で個人へ支払う役務提供の対価のうち給与所得と見なされるものについて、源泉徴収が不要であると理解していた。
- ・ 外部講師等に支払う旅費について、実費支給であれば源泉徴収が不要であると理解していた。
- ・ 各種委員会の委員等に支払う委員報酬について、すべての場合において年間の報酬金額が 1 万円以下であれば源泉徴収が不要であると解釈していた。

#### (3) 徴収不足額の納付

徴収不足額については、源泉徴収義務者である市から国へ納付します。（事務手続き上 2 回に分けて納付 平成 26 年 11 月 10 日及び平成 26 年 12 月 10 日）

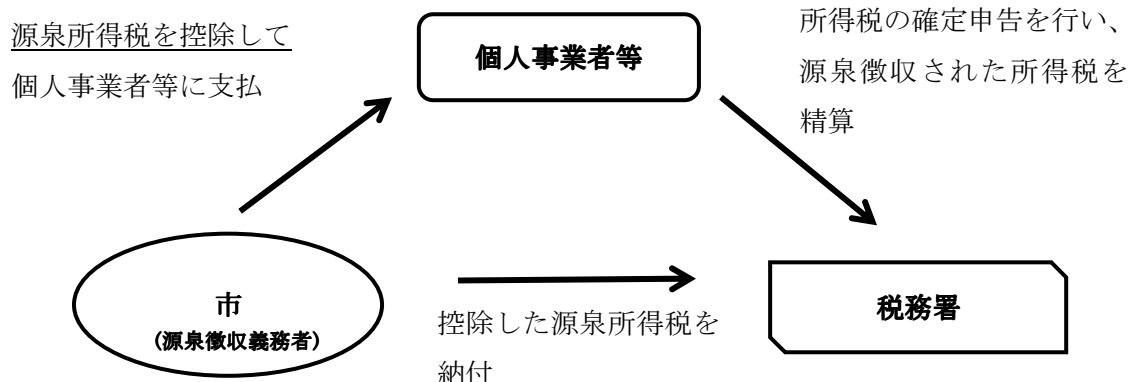
#### (4) 担税者に対する市への返還依頼

徴収不足となった個人事業者等の担税者には説明と謝罪をし、本来源泉徴収すべきであった所得税等相当額の市への返還を依頼します。

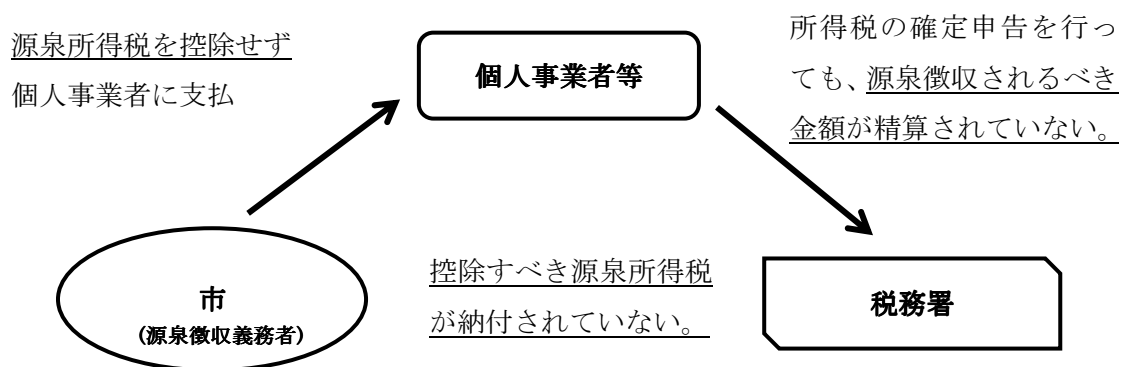
### 3 再発防止策

- (1) 会計事務の手引きを改訂し、適正な源泉徴収事務を徹底します。
- (2) 税制及び適正な源泉徴収事務を確認します。
- (3) 個人事業者に該当するか否かを確認します。
- (4) 源泉所得税等事務の研修会を開催します。

### 1 所得税法に定める源泉徴収事務



### 2 今回の事案に係る結果



### 3 今後の対応

